医療広告ガイドラインと違反について

「医療広告ガイドライン」とは、2018年6月に厚生労働省から出された医療広告の指導方針です。

医療機関が不適切な広告を掲載することを防ぐために設けられており、歯髄再生治療のことを記載しているWebページでも、このガイドラインを遵守する必要があります。

法令に基づいて制定された「医療広告ガイドライン」に違反すると、保健所から調査、中止命令、行政処分などが行われます。

なお、ホームページ（以下、HP）については有限責任監査法人トーマツ（デロイトトーマツ）から指摘（修正要請）を受けることになり、基本的には、指示や命令に従ってHP内容を修正すれば罰則はありませんが、**命令に従わない場合や悪質な虚偽広告とみなされた場合には、6ヶ月以下の懲役、30万円以下の罰金**などの罰則もあります。

本資料では、

- **医療広告ガイドラインの概要（p2～4）**
- **歯髄再生治療などの自由診療に関する広告の「限定解除」条件について（p5～7）**
- **実際の医療広告ガイドラインの違反・指摘事例（p8～11）**

をまとめてお示しします。

医療広告ガイドラインで“禁止”されている内容や表現 1

<①虚偽表現：事実と異なる情報を提供する表現>

例）「絶対に安全な治療です」

「厚労省認可の〇〇専門医です」　など

<②最大級、比較優良表現：他の医療機関と比較して自己を優れたものとする表現>

例）「〇〇治療の実績数は県内一を誇ります」

「最高の医療をご提供いたします」　など

<③誇大広告：事実を誇大して表現する広告>

例）「当院は県知事の認可を得ている病院です」

「期間中は、医療脱毛が受け放題です」　など

医療広告ガイドラインで“禁止”されている内容や表現 2

<④客観的に事実を証明できない内容>

医療従事者や患者の主観に基づいた文章のように、客観的に事実を証明できない内容の掲載は禁止されています。

例）「比較的安全な治療法です。」

（比較対象や具体的なデータを明確に示していないのであれば、使用できません。）

<⑤体験談>

治療内容または治療効果に関する体験談の掲載は禁止されています。

<⑥詳細説明のない治療前／治療後写真の掲載>

詳細な説明がない治療前後の写真の掲載は禁止されています。

<⑦公序良俗に反する内容>

わいせつまたは残虐な写真や映像、差別を助長する表現等は、広告が禁止されています。

<⑧他法令に反する内容>

景品表示法や薬機法など、他法令に反する内容の掲載は禁止されています。

＜補足＞ 厚労省の「承認」「認可」「許可」という表現の禁止について

歯髄再生治療は再生医療等安全性確保法に基づく第二種再生医療で厚生労働省に届出ている治療であり、歯科医師の責任において実施される治療で、**厚労省の許可を得ている訳ではありません。**
「承認」「認可」「許可」という表現を用いると、虚偽広告とみなされる可能性があります。

<記載可能な表現例>
○「再生医療等安全性確保法に基づく第二種再生医療」
○「厚生労働省（厚生局）へ届け出ている」
○「再生医療等提供計画を厚生労働省（厚生局）へ提出し、受理されている」

<記載不可の表現例>
×「厚生労働省（厚生局）の許可を得ている」
×「厚生労働省（厚生局）の認可を受けている」
×「厚生労働省（厚生局）の承認を受けている」

自由診療（歯髄再生治療など）をHP掲載する際の注意点

医療広告ガイドラインでは、以下に関する情報はＨＰなど各種媒体に
掲載してはいけない（広告可能事項ではない）と定めています。

<記載不可の事項>

- **再生医療などの自由診療**
- **治療効果**
- **医師個人の手術件数**
- **医薬品・医療機器の販売名**
- **雑誌や新聞、TVなどで取り上げられた旨の掲載　　など**

「限定解除」条件　クリア！

↓

掲載可能

（※ただし、これらの情報を掲載する際には、具体的な根拠を示し、客観的に実証できる内容に限られます。）

4つの「限定解除」条件

以下の4つの限定解除条件を満たした場合のみ、
自由診療などに関する広告が認められます。

1. 医療に関する適切な選択に資する情報であって、**患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告**であること

2. 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、**問い合わせ先を記載**すること
その他の方法により明示すること

3. 自由診療に係る通常必要とされる**治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること**

4. **自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項**について情報を提供すること

自由診療における限定解除条件の改善例

自由診療においての規制対象となる広告（改善前）

○○クリニックの医療脱毛

NG！
施術に関する詳細な記載がない

医療脱毛とは？

医療脱毛は、医療お従事者と医療機器による安心安全な施術です。

NG！
メリットに対し
デメリットの記載がない

医療脱毛のメリット

①比較的少ない施術回数で脱毛が完了する
②国家資格を持つ医療従事者によって施術を受けられる
③医師常駐のため、万が一肌トラブルが起きた際はその場で対応してもらえる
④医療脱毛は、医療お従事者と医療機器による安心安全な施術です。2

NG！
最低価格のみで標準的な費用の記載がなく曖昧

料金案内

部位	金額
脇	6,990円～
全顔	9,990円～
全身	39,990円～

クリニック案内

○○クリニック　所在地：□□市□□町XX-X　電話番号：XX-XXXX-XXXX
診療時間：月～土10:00~20:00　Mail:*****@**.com

自由診療において限定解除要件を満たす広告（改善後）

○○クリニックの医療脱毛

限定解除：ＯＫ！
❶治療内容、❷費用、
❸治療回数、❹主な副作用の記載

医療脱毛とは？

医療脱毛は、国家資格を持つ医療従事者のみができる、❶出力の高い脱毛機器を使用して脱毛を行うことです。発毛組織を破壊するため、成長期に照射された毛が再度生えてくることはありません。

当院は厚生労働省認証の「○○レーザー」を使用しており、より少ない照射時間で高い脱毛効果が期待できます。一回の照射時間は通常30分程度です。６回程度の施術で脱毛の効果を実感いただけます。❸

❹痛みの感じ方には個人差がありますが、輪ゴムで弾かれたような痛みで、我慢できないほど強い痛みではありません。当院では、麻酔クリームのオプションもございますので、心配な方はカウンセリングの際に医師に相談ください。

また副作用として、火傷や腫れといった肌トラブルが万が一起きた際にも、常駐の意思により迅速で適切な対応がうけられます。

料金案内

❷

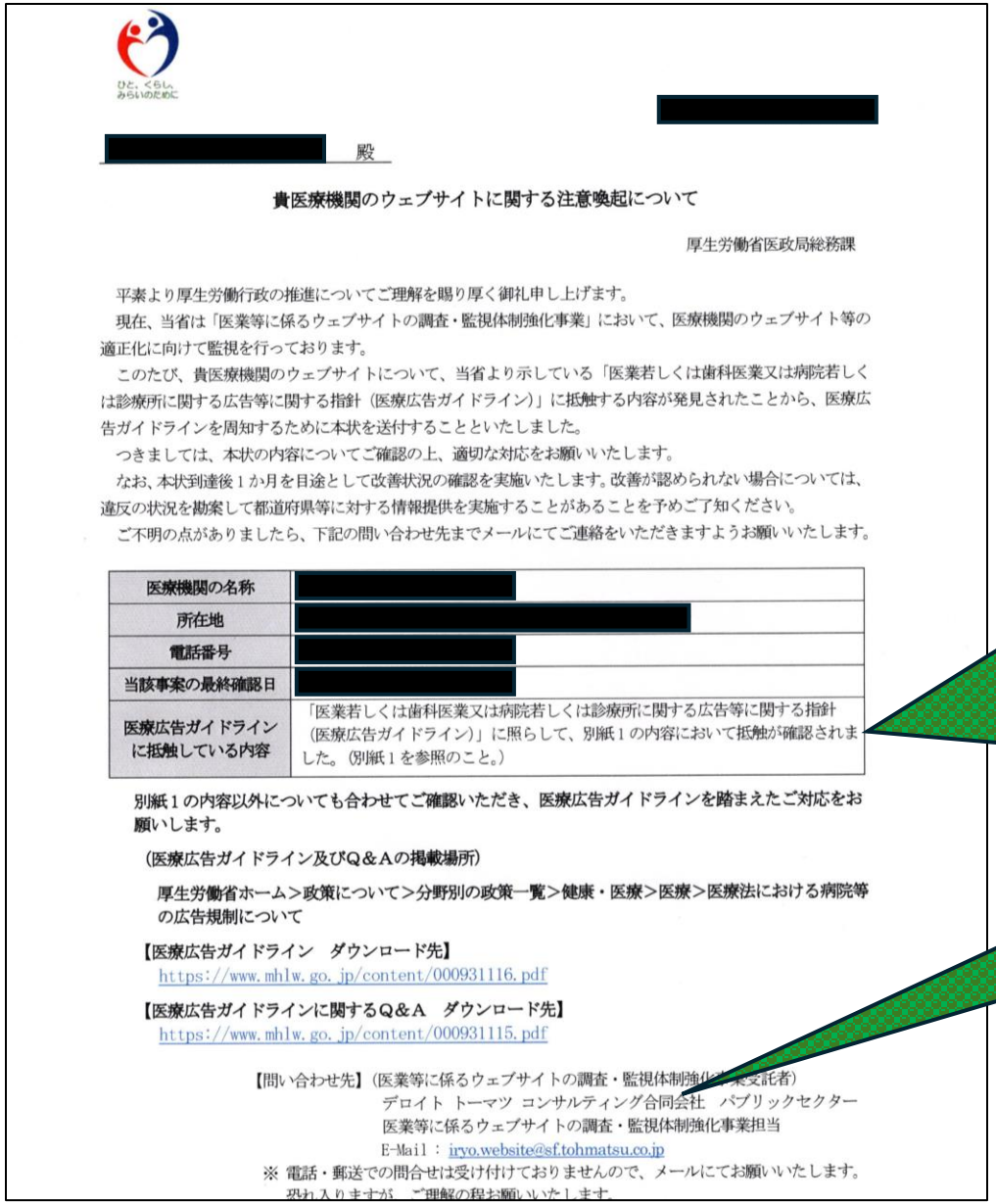
限定解除：ＯＫ！
標準的な費用の表記

部位	1回の施術	6回コース
脇	6,990円	34,990円
全顔	9,990円	49,990円
全身	39,990円	189,990円

クリニック案内

○○クリニック　所在地：□□市□□町XX-X　電話番号：XX-XXXX-XXXX
診療時間：月～土10:00~20:00　Mail:*****@**.com

実際のガイドライン違反指摘事例1



[redacted] 殿

貴医療機関のウェブサイトに関する注意喚起について

厚生労働省医政局総務課

平素より厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
現在、当省は「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、医療機関のウェブサイト等の適正化に向けて監視を行っております。
このたび、貴医療機関のウェブサイトについて、当省より示している「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に抵触する内容が発見されたことから、医療広告ガイドラインを周知するために本状を送付することといたしました。
つきましては、本状の内容についてご確認の上、適切な対応をお願いいたします。
なお、本状到達後１か月を目途として改善状況の確認を実施いたします。改善が認められない場合については、違反の状況を勘案して都道府県等に対する情報提供を実施することがあることを予めご了知ください。
ご不明の点がありましたら、下記の問い合わせ先までメールにてご連絡をいただきますようお願いいたします。

医療機関の名称	[redacted]
所在地	[redacted]
電話番号	[redacted]
当該事案の最終確認日	[redacted]
医療広告ガイドラインに抵触している内容	「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に照らして、別紙１の内容において抵触が確認されました。（別紙１を参照のこと。）

別紙１の内容以外についても合わせてご確認いただき、医療広告ガイドラインを踏まえたご対応をお願いします。

（医療広告ガイドライン及びＱ＆Ａの掲載場所）

厚生労働省ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療＞医療法における病院等の広告規制について

【医療広告ガイドライン　ダウンロード先】
https://www.mhlw.go.jp/content/000931116.pdf

【医療広告ガイドラインに関するＱ＆Ａ　ダウンロード先】
https://www.mhlw.go.jp/content/000931115.pdf

【問い合わせ先】（医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業受託者）
デロイト トーマツ コンサルティング合同会社　パブリックセクター
医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業担当
E-Mail：iryo.website@sf.tohmatsu.co.jp
※ 電話・郵送での問合せは受け付けておりませんので、メールにてお願いいたします。
恐れ入りますが、ご理解の程お願いいたします。

ＨＰに医療広告ガイドラインの違反事項が記載されていた場合、厚生省/保健所 （から委託を受けた外部機関/こちら場合はデロイトトーマツコンサルティング合同会社）からこのような書類が届きます。

実際のガイドライン違反指摘事例2

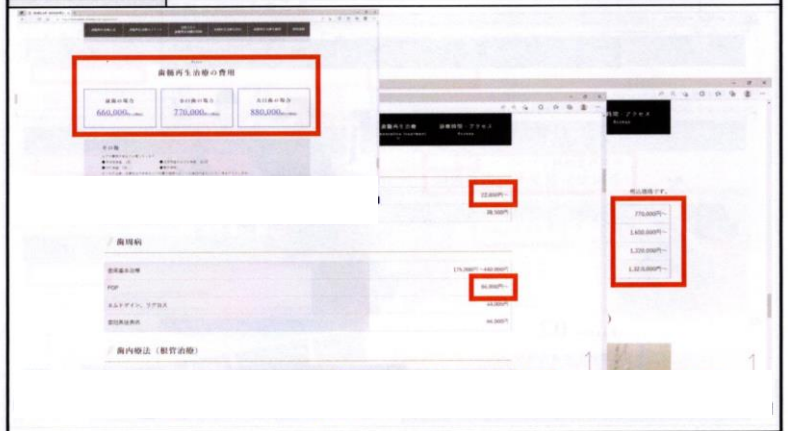
ガイドラインに抵触している表示	「歯髄再生治療を行う全国でも数少ない歯科医院」
抵触しているガイドライン条項	3-1-(2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優
抵触している医療広告ガイドラインの内容	第３－１（２）「法第６条の５第２項第１号に規定する「他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと」とは、特定又は不特定の他の医療機関（複数の場合を含む。）と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨を広告することを意味するものであり、医療に関する広告としては認められないものであること。」に該当します。
広告可能事項の限定解除の考え方	-



備考	

「歯髄再生治療を行う全国でも数少ない歯科医院」という表現が、**「比較優良広告」**とみなされ、表現の変更を指示された事例です。

実際のガイドライン違反指摘事例3

ガイドラインに抵触している表示	「●●円～（最低金額のみ）」（複数個所で記載あり）
抵触しているガイドライン条項	3-1-(5) 広告可能事項以外の広告
抵触している医療広告ガイドラインの内容	第４－４（13）④に規定する自由診療のうち、保険診療又は評価療養、患者申出療養若しくは選定療養と同一の検査、手術その他の治療の方法、⑤に規定する自由診療のうち医薬品医療機器等法の承認または認証を得た医薬品または医療機器を用いる検査、手術その他の治療の方法を広告する場合、標準的な費用を併記する場合に限って広告が可能であり、最低額のみの表示は第３－１（５）に規定する広告可能事項以外の広告に該当し、医療に関する広告としては認められないものです。
広告可能事項の限定解除の考え方	
	
備考	標準的な費用（標準的な費用が明確でない場合には、通常必要とされる治療の最低金額から最高金額（発生頻度の高い追加費用を含む。））を記載いただく必要があります。

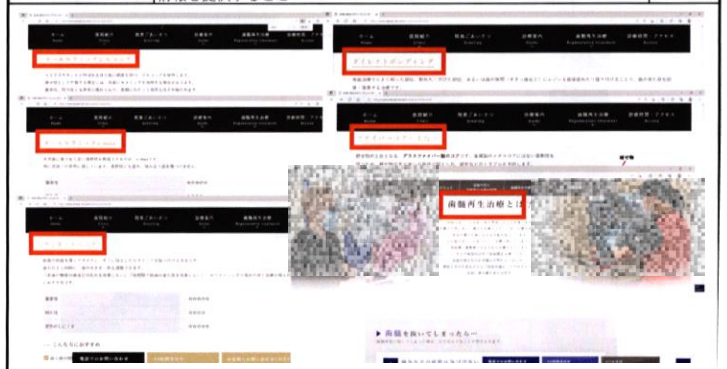
歯髄再生治療の料金を**「〇〇円～」**と記載したことで指摘を受けた事例です。

自由診療の料金は「標準的な費用」を記載する必要があるため、**「〇〇円」または「〇〇円～〇〇円」**というように、金額を明確にすることが求められます。

実際のガイドライン違反指摘事例4

ガイドラインに抵触している表示	「オールセラミックジルコニア」「オールセラミックe-max」「ラミネートベニア」「ダイレクトボンディング」「ファイバーコア（土台）」「歯髄再生治療」
抵触しているガイドライン条項	3-1-(5) 広告可能事項以外の広告
抵触している医療広告ガイドラインの内容	第４－４（13）ア①保険診療、②評価療養、患者申出療養及び選定療養、③分娩、④自由診療のうち、保険診療又は評価療養、患者申出療養若しくは選定療養と同一の検査、手術その他の治療の方法、⑤自由診療のうち医薬品医療機器等法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器を用いる検査、手術その他の治療の方法のいずれかに該当することを確認できない治療方法であり、第３－１（５）に規定する広告可能事項以外の広告に該当し、医療に関する広告としては認められないものです。（備考参照）
広告可能事項の限定解除の考え方	上記は限定解除要件を満たすことによって広告することができますが、以下の要件については満たしておりません。 （限定解除要件の詳細は別添の参考資料をご確認ください。）

限定解除要件	充足
医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること	○
表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること	○
自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用*等に関する事項について情報を提供すること *標準的な費用が明確でない場合には、通常必要とされる治療の最低金額から最高金額（発生頻度の高い追加費用を含む。）までの範囲を示すなどして可能な限り分かりやすく示すこと	○
自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること	×



備考	方」の要件に加えて以下の明示が必要です。またQ&A2-14の通り、当該効能・効果への承認がない適応外使用の場合も同様に必要です。 「未承認医薬品等であること（承認医薬品であっても適応外使用の場合には、適応外使用である旨を明示）」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」

「セラミック」や「歯髄再生治療」など、自由診療に関する記載をする場合は、4つの「限定解除条件」を満たす必要があります。

こちらのケースでは、**「自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項」**が不足しているとみなされ、情報の追加を求められています。

また、「歯髄再生治療」のための「血液検査」や「MRI検査」のリスク・副作用等に関しても記載を求められることがあります。